

砂川事件裁判国家賠償

請求訴訟ニュース

2020年3月1日発行

【第4号】

第4回口頭弁論は6月15日！

第4回口頭弁論は6月15日(月)14:00～ 東京地裁第103号法廷

第3回口頭弁論および報告会にもたくさんの方々に来ていただき、誠にありがとうございました。
次回の第4回口頭弁論にもお誘い合わせの上、傍聴ご参加下さい。よろしくお願いいたします！！

米国公文書についてシラを切る被告(国)の戦術を打ち破る！！

2020年2月12日(水)14時、東京地裁第103号法廷で第3回口頭弁論が開かれた。傍聴席100席は市民で満席になった。原告・土屋源太郎ほか2名の代理人である武内更一弁護士代表が、準備書面の主張内容を明瞭かつ力強く述べた。続いて細川弁護士から詳細な問題点の指摘とその説明がなされた。その間、新証拠・米国公文書についてあくまで「不知」を主張する被告(国)は、顔色を変えず、ただ時が過ぎるのを待っているようであった。裁判長が被告に対し、原告の主張に答えられるのはいつか?と問い、明確な日時を問うと被告(国)はしぶしぶ4月末日と返答した。原告は、裁判所に対し、民事訴訟法186条調査嘱託申立書を申し立てた。次回第4回口頭弁論は6月15日14時、第103号法廷にて開かれる。

【武内更一弁護士代表より】あいまいな国の態度は許されない！！

原告側が証拠提出しているマッカーサー駐日米国大使の電文と書簡(本件公文書)の原本が米国立公文書館に存在することについて、被告国は、「準備書面(2)」で再度「不知」と応答し、調査したか否かについては「回答の要を認めない」と居直った。これは訴訟当事者として「信義に従い誠実に訴訟を進行する義務」(民訴法第2条)に反する態度です。

原告側は、被告の対応を糾弾し(原告準備書面(4))、裁判所から被告に事実を調査して誠実に回答するよう命令することを求め、さらに裁判所から米国立公文書館に直接問い合わせるよう「調査嘱託の申立て」をしました。裁判長は被告に対し、本件公文書の存否につき調査を行うこと、原本の存在を争わないならその旨明確に答弁すること、調査しないならその理由を書面で述べることを命じました。本件公文書の存在自体を“あいまい”にしようとする国側の戦術は打ち破られた。

また、「原告準備書面(5)」で、田中裁判長がマ大使らに述べた砂川裁判上告審の進め方、田中自身の考え、他の裁判官の意見などが、すべて実際の審理経過や大法廷判決の内容に反映していることを具体的に指摘し論証しました。大法廷判決は、田中裁判長とマ大使との合作による「作品」だったのです。

次回第4回口頭弁論(6/15)では、本件公文書の存在が裁判上明確にされるとともに、大法廷判決の背景がさらに明らかになるでしょう。

【報告会も満席】14時30分の閉廷後、15時～15時30分に司法記者クラブにて記者会見を行い、16時～17時まで衆議院第二議員会館にて報告会を開催した。報告会も50名近い方々にご参加いただき、活発な意見交換の場となった。この裁判が多くの支援者の皆様に支えられ、参加していただくことで大きな盛り上がりを見せていることを実感する日となった。

お知らせ 伊達判決 61周年記念集会

米軍駐留は違憲！砂川国賠での国による公文書の否定は許さない！

2020年7月12日(日)13:20～16:50 北とぴあ スカイホール

- ◆記念講演「砂川事件裁判、安保法・密約体系と憲法体系の対決」ジャーナリスト吉田敏浩氏
- ◆砂川事件裁判国家賠償請求訴訟について(経過説明等) など

新型コロナウイルスの感染が国内に拡大しています。政府の初動のまずさと後手後手の場当たり対応により国民の生活は大きく混乱させられています。国民の命よりも五輪開催と自らの無策や桜を見る会をはじめとする数々の疑惑隠しを優先した安倍政権の姿勢はとうてい許すことはできません。

しかし、4月4日(土)に日比谷図書文化館にて開催予定としておりました記念集会は、このような状況を踏まえ、ご参加者の皆様の感染防止と安全確保を最優先に考え、開催を7月12日(日)に延期することといたしました。皆様のご理解のほどお願い申し上げます。詳細につきましては後日改めてチラシ等でご案内申し上げます。皆様におかれましてもお身体ご自愛ください。

吉沢弘久事務局長 逝去(享年84)

伊達判決を生かす会 共同代表で事務局長の吉沢弘久氏が、2月11日(火)未明、逝去しました。昨年末に体調を崩し年明けより入院・加療中でした。

吉沢事務局長を失ったことは、伊達判決を生かす会にとって大変大きな痛手です。最期まで会の活動に尽力した吉沢事務局長の遺志を胸に、会員一同頑張っております。



【吉沢弘久氏略歴】1936年生。東京大学法学部在学中に砂川闘争に参加。自治労書記、全国消防職員協議会事務局長、中央執行委員、国際局長、全日本自治体退職者会役員を歴任。伊達判決を生かす会結成に参画、共同代表・事務局長として会運営に尽力した。

お知らせ:本会の共同代表に坂田和子、事務局長に西尾綾子が就任いたしました。今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

◆掲載情報◆『世界』3月号「砂川最高裁判決の『呪縛』は解けるか一日米安保体制を根本から問う国賠訴訟」(吉田敏浩氏)、『週刊金曜日』2.28号金曜アンテナ、『小倉タイムス』3.1号ぜひご一読ください!

★裁判には多くの費用がかかります。
支援カンパ(1口1,000円できれば2口以上)をお願いします
★支援カンパを振り込んでいただいた方には、公判の日程・集会案内、公判情報などのお知らせをお送りします。
※公判日程などについては伊達判決を生かす会ホームページ <http://datehknetsu.com/> でもお知らせします。

支援カンパ振込先(〒振込口座)

00130-5-433083

伊達判決を生かす会

通信欄には「国賠支援」とお書きください。
ご住所、お名前もお願いします。

伊達判決を生かす会

共同代表 土屋源太郎 島田清作 坂田和子
事務局長 西尾綾子

連絡先:〒102-0085 東京都千代田区六番町1自治労会館2階 自治退気付

電話 03-3262-5546 FAX 03-3263-2481

2020.3 作成